

後期高齢者医療制度の保険料について

平成31年度（令和元年度）の後期高齢者医療制度の保険料率は以下のとおりです。

【保険料の算出方法】

- ①所得割額（被保険者の総所得金額等－33万円）× 7.85%
- ②均等割額 40,400円
- ① + ② = 年間保険料（賦課限度額62万円）



後期高齢者医療制度の軽減判定と軽減特例が改定されました

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料は、世帯の所得水準等に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成31年度（令和元年度）保険料より次のとおり見直されました。

軽減割合と判定所得基準表（均等割）

判定所得基準		軽減割合			
		平成30年度まで	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度から
世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	≦ 33万円 + 被保険者数 × 51万円 ※改正前33万円 + 被保険者数 × 50万円	2割軽減			
	≦ 33万円 + 被保険者数 × 28万円 ※改正前33万円 + 被保険者数 × 27.5万円	5割軽減			
	≦ 33万円	8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減
	均等割8.5割軽減を受ける世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない場合	9割軽減	8割軽減	7割軽減	7割軽減

均等割保険料の軽減対象について

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、軽減対象が拡大され軽減判定所得基準額が引き上げられました。

均等割保険料の軽減割合について

保険料均等割については、被保険者及び世帯主の所得の状況に応じて、軽減措置（7割軽減、5割軽減及び2割軽減）が取られており、さらに、7割軽減に該当する被保険者については、特例として2割および1.5割を上乗せし、9割軽減及び8.5割軽減とされてきました。

この度、世代間の公平の観点等から、軽減割合が見直されることとなり、今年度は保険料均等割が9割軽減から8割軽減に変わります。

被用者保険の被扶養者であった方について保険料均等割の軽減措置期間が見直されます

後期高齢者医療保険に加入する前日において、被用者保険（会社の健康保険など）の被扶養者であった人は、特例として、期間を定めず保険料均等割愛の軽減措置（平成30年度は5割軽減）が取られていましたが、平成31年度（令和元年度）から、軽減措置期間を、後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過するまでの間とされました。

- ※1 平成30年度末時点で、後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過している場合は、平成31年度（令和元年度）の保険料均等割は軽減されません。
- ※2 保険料所得割は、今までどおりかかりません。

後期高齢者医療保険料のおしらせは8月中旬に郵送します

平成30年中の所得に基づき、8月に平成31年度（令和元年度）の保険料を決定します。4月、6月、8月の年金から今年度の保険料をすでに納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。

みんなで支える、みんなで助け合う

国民健康保険 後期高齢者医療制度

問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③） ☎23922



今年度の国民健康保険税は税率を前年度と同率とし、課税限度額を改正します

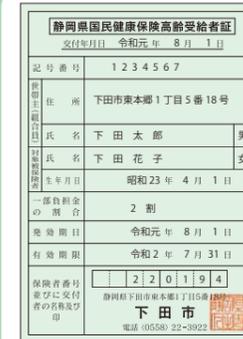
国民健康保険事業は、国保財政の安定化を目指し、平成30年度から都道府県（静岡県）と市町（下田市）が共同で運営しています。また、国民健康保険税は、県が示す納付金と標準保険料率をもとに市が税率を定めます。市では下記のとおり、税率を前年度と同率とし、課税限度額は引き上げることとしました。加入者の皆さまにはご理解とご協力をお願いいたします。

区分	課税対象	税率		医療分 (75歳未満)		支援金分 (75歳未満)		介護分 (40歳以上65歳未満)	
		前年度	今年度	前年度	今年度	前年度	今年度		
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	5.1%	5.1% (同率)	2.0%	2.0% (同率)	1.7%	1.7% (同率)		
均等割	被保険者1人につき	19,300円	19,300円 (同額)	7,600円	7,600円 (同額)	11,900円	11,900円 (同額)		
平等割	1世帯につき	13,900円	13,900円 (同額)	5,500円	5,500円 (同額)	—	—		
課税限度額(上記3つの合計額の上限)		58万円	61万円 (改正有)	19万円	19万円 (同額)	16万円	16万円 (同額)		

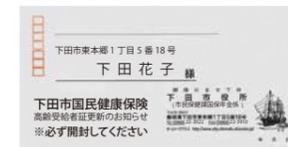
今年度の国保税は、「医療分」、「支援金分（後期高齢者支援金分）」、「介護分（介護納付金分）」の3つの区分で構成されており、それぞれに「所得割」、「均等割」、「平等割」の3つの項目があります。これらの合計額が国保税（年額）となります。
※国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

8月1日から

国保高齢受給者証と後期高齢者保険証が切り替わります



新しい証は
うぐいす色です。
7月下旬に灰色の
封筒で郵送します。



高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生日）から交付されます。
これから70歳になる方には、誕生月の下旬に随時高齢受給者証を郵送します。



新しい証は
オレンジ色です。
7月下旬に黄色の
封筒で郵送します。



これから75歳になる方には誕生月の前月の下旬に随時被保険者証を郵送します。

通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられたり、食事代が減額されます。

【申請方法】保険証と印鑑、マイナンバーのわかる物を持参のうえ、市民保健課国保年金係（窓口③）で申請してください。これらの認定証の更新時期も8月1日となります。引き続き利用される場合は、7月中旬以降に再度申請してください。
※後期高齢者医療制度に加入の方で既に認定証をお持ちの方は自動更新され、7月中に送付します。